

2013 年法律改正に基づくドイツ特許法の改正内容

(日本語仮訳)

2013 年 7 月

独立行政法人 日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、ドイツ連邦政府が発表した特許法改正法の原文については、以下の URL よりご参照いただけます。

<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/17/142/1714221.pdf>

<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/17/103/1710308.pdf>

2013 年法律改正に基づくドイツ特許法の改正内容(日本語仮訳)

(注) 青色で表示した下線部分は、本改正に基づき追加された文言であり、赤色で表示した取消線部分は、本改正に基づき削除された文言。

第 2a 条

(1) 特許は、次のものには付与されない。

1. 植物若しくは動物の品種，又は植物若しくは動物を育成するための本質的に生物学的方法，及び当該方法のみによって得られた植物若しくは動物。

2. 略

(2)・(3) 略

第 16 条

~~(1) 特許の存続期間は、発明に係る出願の日の翌日から起算して20年とする。~~

~~発明の目的が、出願人が既に特許保護を獲得している他の発明の改良又は更なる発展である場合は、当該出願人は、前記の出願の日から又はその出願について先の日が基準日として主張されているときはその日から18 月以内に追加特許の出願をすることができ、その特許は先の発明に対する特許と同時に満了するものとする。~~

~~(2) 主特許が取消、無効宣言又は放棄により消滅した場合は、追加特許は独立特許となる。その存続期間は、主特許の開始日によって決定される。複数の追加特許がある場合は、それらのうち最先のもののみが独立特許となり、他の特許は、その特許の追加特許とみなされる。~~

第16a 条

(1) 連邦法律公報に公示される、補充的保護証明書の創設に関する欧州共同体規則の規定に従うことを条件として、特許については、第16 条~~(1)~~に定める特許存続期間の満了直後からそれを引き継ぐ補充的保護証明書を請求することができる。補充的保護については、年次手数料が支払われなければならない。

(2)・(3) 略

第17条

~~(1) 個々の特許出願及び個々の特許については、出願日から起算して第3 年度及びその後の各年度について、年次手数料が納付されなければならない。~~

~~(2) 追加特許(第16条(1)第2文)については、年次手数料の納付を必要としない。追加特許が独立特許となったときは、年次手数料の納付を必要とし、納付期日及び年次手数料金額は、先行する主特許の開始日によって決定される。第1文及び第2文前段が追加特許出願に対して準用されるものとするが、ただし、追加特許の出願が独立特許の出願とみなされる場合は、最初から独立している出願に対して納付されることになっている年次手数料が納付されなければならないことを条件とする。~~

第20条

(1) 次の何れかに該当する場合は、特許は消滅する。

1. 特許所有者が、特許庁に対して書面による宣言をもってその特許を放棄する場合、~~又は~~
~~2. 第37条(1)に定められた宣言が、庁の通知(第37条(2))の送達後、適時になされない場合~~
~~3. 2. 年次手数料又はその差額が庁の通知(第17条(3))の送達後、適時に納付されない場合(特許費用法第7条(1)、第13条(3)又は第14条(2)及び(5)、本法第23条(7)第4文)~~

~~(2) 第37条(1)に定められた宣言が適時に行われたか否か、及び納付が適時に行われたか否かの決定は、専ら特許庁が行う。第73条及び第100条は影響を受けない。~~

第23条

(1) 特許出願人又は登録簿(第30条(1))に特許所有者として登録されている者が、特許庁に対して書面をもって、何人に対しても適正な補償と引替に発明の実施を許可する用意がある旨の宣言をしたときは、その宣言の受領後に納付期日が到来する当該特許の年次手数料は、半額に減額される。~~主特許に関して行われた当該宣言の効果は、すべての追加特許に及ぶ。~~この宣言は、特許登録簿に記録され、かつ、特許公報に公告される。

(2)～(7) 略

第31条

(1) 略

(2) 何人も、次の場合は、特許出願のファイルを自由に閲覧することができる。

1. 出願人が特許庁に対してファイルの閲覧についての同意を表明し、かつ、発明者を指定している場合、又は
2. 出願日(第35条(2))又は出願に関して先の日付が主張されている場合はその日から、

18月が経過している場合であって、かつ、第32条(5)に基づく通知が公告されているとき

(3) ファイルの閲覧が何人に対しても認められている場合は、そのファイルに付属するひな形及び見本の閲覧も、何人に対しても認められる。

(3a) ファイルの閲覧が何人に対しても認められている限り、そのファイルが電子的に処理されているときは、その閲覧はインターネットを介しても認められる。

(3b) (1)から(3a)までの定めるファイル閲覧は、ある法規がそれを妨げるか、あるいは連邦データ保護法第3条(1)の意味する当事者の保護価値のある利益が明確な形で優位を占めている限りは除外される。

(4)・(5) 略

第32条

(1) 特許庁は、次のものを公表する。

1. 出願公開
2. 特許明細書、及び
3. 特許公報

公表は電子形態で行うことができる。特許情報を目的とする更なる処理又は利用のために、特許庁は第1文に挙げた記録文書の記載を第三者に電子形態で伝達することができる。この伝達は、閲覧が除外されている限りは(第31条(3b))、行われない。

(2) 略

(3) 特許明細書には、特許付与の基礎となった特許クレーム、発明の説明及び図面を含める。特許明細書はまた、出願の対象である発明の特許性を評価判断する際に特許庁が考慮に入れた刊行物公知技術(第43条(1))も記載しなければならない。要約(第36条)が未だ公表されていない場合は、これも特許明細書に含める。

(4)・(5) 略

第35条

~~(1) 出願書類がドイツ語で作成されていないか又はその一部がドイツ語で作成されていない場合は、出願人は、出願後3月以内にドイツ語翻訳文を提出するよう請求される。出願書類が図面への言及を含んでいるが、出願書類に図面が添付されていない場合は、特許庁は、出願人に対して求めを送達し、その送達から1月以内に図面を提出するよう~~

~~又は図面への言及はされていないとみなされるべき旨の宣言をするよう求める。~~

~~(2) (1) 特許出願日は、第34条(3)1.及び2.にいう書類が受領され、かつ、それらが外見上、発明の説明を構成すると思われる陳述を含んでいる場合は、第34条(3)4.にいう書類が、~~

1. 特許庁において、又は

2. 特許情報センターが連邦法律官報における連邦法務省の公示によって当該目的で指定されているときは、その情報センターにおいて、受領された日とする。~~書類がドイツ語で作成されていない場合は、この規定は、ドイツ語翻訳文が(1)第1文にいう期限内に特許庁によって受領された場合にのみ適用される。当該翻訳文が提出されないときは、その出願はされなかったとみなされる。~~出願人が(1)第2文に従って、提出するよう求められた後に遺漏した図面を提出したときは、特許庁におけるその図面の受領日が出願日を構成する。提出がされなかったときは、その図面への言及はされていないものとみなされる。

(2) 出願書類が図面への言及を含んでいるが、出願書類に図面が添付されていない場合、又は少なくとも図面の一部が添付されていない場合は、特許庁は、出願人に対して求めを送達し、その送達から1ヶ月以内に図面を提出するよう又は言及はされていないとみなされるべき旨の宣言をするよう求める。出願人が、このように提出するよう求められた後に遺漏した図面又は遺漏した部分を提出したときは、特許庁におけるその図面又はその遺漏した部分の受領日が出願日を構成する。提出がされなかったときは、その図面への言及はされていないものとみなされる。

(3) (2)は、明細書の遺漏した部分にも適用される。

第35a条

(1) 出願書類がドイツ語で作成されていないか又はその一部がドイツ語で作成されていない場合は、出願人は、出願提出後3ヶ月以内にドイツ語翻訳文を提出せねばならない。ドイツ語翻訳文が、その期限内に提出されない場合、その出願は、取り下げられたものとみなされる。

(2) その出願のすべて又は一部が英語又はフランス語で作成されていた場合は、(1)第1文の定める期限は12ヶ月に延長される。ただし、出願の出願日付の代わりに、それよりも前の日付が主張されていた場合には、第1文の定める期限は、遅くとも、この日付後の15ヶ月を経過後満了する。

(3) その出願に対して、第43条(1)又は第44条(1)に基づく請求が行われていた場合、審査課はその出願人に、出願書類のドイツ語翻訳文を(2)に挙げた期限が満了するまでに

提出するよう求めることができる。

第37 条

(1) 出願人は、出願日から又は出願について先の日付がその基準として主張されているときは当該日から、15 月以内に発明者を指定し、かつ、出願人の知る限りにおいては、他の何人もこの発明に貢献していないことを宣言しなければならない。出願人が発明者でないとき又は唯一の発明者でないときは、出願人は、特許を受ける権利を取得した方法についても陳述しなければならない。特許庁は、当該陳述の正確性を確認しない。

(2) 出願人が、(1)に規定された宣言を適時に提出することを異常な事情によって妨げられた旨を、納得させるように証明することができるときは、特許庁は、出願人に対して適正な期間延長を許可しなければならない。この期間延長は、特許付与の決定の発出日を超えてはならないことができない。~~この日まで阻害事由が継続しているときは、特許庁は、追加の延長を許可する。その期限の到来より6 月前に、特許庁は、特許所有者に対し、特許所有者がその通知の送達から6 月以内に所定の宣言を提出しないときは、特許は消滅する旨を通告する。~~

第39 条

(1) ・ (2) 略

(3) 分割出願について、第34 条、第35条、第35a条、第36 条に基づいて要求される出願書類が分割宣言の受領後3 月以内に提出されない、又は分割出願についての手数料がこの期間内に納付されないときは、分割の宣言はされなかったものとみなされる。

第42 条

(1) 略

(2) 出願の対象が明らかに、

1. その内容上、発明を構成せず、
2. 産業上の利用可能性を有さず、又は
3. 第2 条に基づき特許付与が排除され、~~又はるときは、~~
4. ~~第16 条(1)第2 文の場合において、他の発明の改良又は発展的開発を目的としていないときは、~~

審査課は、出願人に対し、理由を付してその事実を通告し、かつ、特定期間内に意見書を提出するよう求める。~~同じ規定が、第16 条(1)第2 文の場合において、追加特許出願が特定期間内に提出されない場合に、適用される。~~

(3) (1)において指摘された出願の不備が除去されない場合、又は発明が特許性を欠いていることが明白である((2)1.から3.まで)にも拘らず出願が維持される場合、~~又は第16条(1)第2文の要件が満たされていないことが明白である((2)第1文4.及び第2文)~~場合は、審査課は出願を拒絶する。拒絶が、出願人に未だ連絡されていなかった事実を基にしている場合には、出願人には先ず、特定期間内に意見書を提出する機会が与えられる。

第43条

(1) 特許庁は、請求を受けたときは、出願の対象である発明の特許性についての評価判断の際に考慮されるべき公衆が利用可能な刊行物を確認する公知技術を調査し、第1条から第5条までに基づいて出願の対象である発明の保護の適格性及び、その出願が第34条(3)から(5)までの要件を満たしているかを暫定的に判断する(調査)。当該刊行物公知技術についての調査が、すべての又は一定の技術分野に関して、全面的若しくは部分的に国際機関に任される((8)1.)場合は、調査が、出願人がその調査結果を欧州出願用についても使用することができるような方法で行われるよう請求することができる。

(2) 請求は、特許出願人~~又は第三者~~だけが行うことができるが、~~後者はそれによって出願手続の関係人にはならない~~。請求は書面によらなければならないって提出するものとする。第25条が準用される。~~請求が追加特許出願(第16条(1)第2文)について提出されるときは、特許庁は、特許出願人に対して求めを出し、その求めから1月以内に主特許の出願に関して(1)に明記した請求を行うよう求めるものとする。請求が提出されない場合は、追加特許出願は、独立特許の出願とみなされる。~~

(3) 請求の提出受理は、特許官報に公表されるが、ただし、第32条(5)による通告の公表前には行われぬ。何人も特許庁に対し、特許付与を阻害する可能性がある刊行物を公知技術について通知することができる通告する権利がある。

(4) この請求は、第44条による請求が既に提出されている場合は、提出されなかったものとみなされる。このような場合は、特許庁は、~~請求人~~特許出願人に対し、第44条による請求の提出日受理の時点を通知する。第43条に従って納付された、特許費用法に規定される調査手数料は、返還される。

(5) (1)による請求が提出受理されている場合は、その後の請求は提出されなかったものとみなされる。(4)第2文及び第3文を準用する。

(6) ~~第三者によって提出された請求が、出願人への通告((3)第2文)後に無効と認定された場合は、特許庁は、この旨を当該第三者に加え、出願人にも通知する。特許庁が、~~

調査請求後、その出願が第 34 条(5)の要件を満たしていないことを確認した場合、特許庁は、特許クレームの中で初めてのものとして記載された 1 つの発明又は単一の包括的発明概念を実現するように関連している 1 群の発明に関連する出願部分について調査を実施する。

(7) 特許庁は、(1)に従って確認された刊行物に基づく調査の結果を、出願人に対し及び請求が第三者によって行われていた場合は当該第三者及び出願人に対し、(6)を考慮して、完全性の保証をすることなく通告し、かつする (サーチレポート)。特許庁は、この通告がなされた旨を特許官報にて公表する。サーチレポートに対しては、法的救済手続はとられない。 刊行物公知技術が国際機関によって確認され、かつ、出願人が(1)第 2 文にあるように請求していたときは、この事実が通告の中に表示される。

(8) 連邦法務省は、特許付与手続を促進するために、法定命令によって、次の事項を指示する権限を有する。

1. (1)に明記した刊行物公知技術についての調査を、全面的に又は一定の技術分野若しくは一定の言語に関して、特許庁の審査課(第 27 条(1))以外の部課、又は他の国内若しくは国際機関に、それらが外見上、考慮に入れるべき刊行物公知技術を調査する権限を有することを条件として、任せること。

2. 特許庁が外国又は国際の機関官庁に対し、審査手続の結果及び技術水準公知技術の調査に関する相互情報のために、特許出願ファイルの資料を提供すること、ただし、それに係る出願が、当該外国又は国際の機関官庁に対しても特許付与を求めて出願されている発明に関連していることを条件とする。

3. 略

第 44 条

(1) 特許庁は、請求があったときは、出願が第 34 条、第 37 条及び第 38 条の要件を遵守しているか否か、並びに出願の対象が第 1 条から第 5 条までに基づいて特許を受けることができるものであるか否かについて審査する。

(2) 請求は、出願の提出後 7 年が満了する前に、出願人又は第三者が行うことができるが、後者はこれによって、審査手続の関係人にはならない。特許費用法により規定される審査手数料の納付期限は、その納付期日(特許費用法第 3 条(1))以降 3 ヶ月とする。この期限は、出願日から遅くとも出願提出後 7 年が経過したときに到来満了する。

(3) 第 43 条による請求が既に提出されているときは、審査手続は、第 43 条による請求についての処理後にのみ開始する。(1)に基づく請求が第三者によって提出された場合、

出願人にこの請求の受理について通知が行われる。その他の点においては、第43条(2)第2文、~~及び~~第3文~~及び~~第4文、並びに(3)~~、~~~~及び~~(5)~~及び~~(6)が準用される。

(4) 第三者によって提出された請求が、出願人への通告（(3)第2文）後に無効と認定された場合は、特許庁は、この旨を当該第三者に加え、出願人にも通知する。第三者によってなされた請求が無効である場合は、出願人は、それについての通告の送達から3ヶ月以内に、当該期間が(2)に明記した期間後に満了することを条件として、自ら請求を提出することができる。出願人が請求を提出しないときは、第三者によって提出された請求の公表に言及し、かつ、この請求が無効である旨の通告が特許官報に公表されるものとする。

~~(4)-(5)~~ 審査請求が取り下げられた場合においても、審査手続は続行する。~~(3)-(4)~~第32文の場合においては、手続は、出願人が行った審査請求の時点において到達していた状態から続行される。

第46条

(1) 審査課は、いつでも当事者を呼び出して聴聞すること、証人、専門家及び当事者を宣誓させて又はさせないで尋問することができ、また、事案の解明に必要なその他の調査を行うことができる。付与に関する決定が行われるときまでは、出願人は、請求により、~~適切と認められる限り~~、聴聞の機会が与えられる。請求は、書面により提出されなければならない。請求が所定の様式で提出されていない場合、~~又は審査課が聴聞を適切と考えない場合は、~~同課は、請求を却下する。請求を却下する決定は、それ自体について不服申立をすることができない。

(2) 略

第59条

(1) 何人も、ただし、窃取の場合は被害者のみが、特許付与の公告後~~39~~月以内に特許に対する異議申立通知書を出すことができる。異議申立は、書面によるものとし、かつ、理由が付されなければならない。異議申立は、第21条にいう取消理由の1が存在している旨の主張のみを根拠とすることができる。異議申立を正当化する事実は、詳細に記述しなければならない。異議申立書類に未だ含まれていない明細は、その後異議申立期間の満了前に、書面により提出しなければならない。

(2) 略

(3) 異議申立手続においては、当事者が聴聞を要求した場合、又は特許部が聴聞は適切であると判断した場合は、当該聴聞が行われる。特許部は、その召喚状において、決定に到達するために討議される必要があると同部が考える問題点を指摘しなければならない。決定の通告を含めた聴聞が公開される。裁判所構成法の第169条第2文ならびに第171b条から第175条までは、聴聞の公開が、請求人の保護に値する利害関係を危険にさらす懸念がある場合にも、関係人の請求により、公開を除外することがあるという条件を付けた上で、準用される。

(4) 特許部の主席構成員は、聴聞での秩序の維持に配慮し、その限りで所内管理権を行使する。

~~(4)~~(5) それ以外には、第43条(3)第32文、第46条及び第47条が、異議申立手続に関して準用される。

第69条

(1) 審判部における手続は公開されるものとするが、ただし、第32条(5)に基づくファイルの閲覧可能性の通告が公告されていること、又は第58条(1)に基づき特許明細書が公告されていることを条件とする。裁判所法第~~172~~171b条から第175条までが、次の事項に従うことを条件として、準用される。

1. 手続の公開は、当事者の1からの請求があったときは排除することができるが、ただし、公開が請求人の保護すべき利益を脅かす場合に限り。
2. 決定の通告の公告は、第32条(5)に基づくファイルの閲覧可能性の通告が公告されるまで、又は第58条(1)に基づく特許明細書の公告までは、排除される。

(2) 略

(3) 略

第125a条

(1)・(2) 略

(3) 連邦司法省は、連邦参議院の承認を必要としない法定命令によって、次の事項に関して決定する。

1. 電子書類の特許庁及び裁判所への提出が可能となる~~日~~時時点、及び書類の処理に適した形態、及び~~使用すべき~~電子署名を使用すべきか否か、及びこの署名をどのように入手するか

2. 略

第130 条

(1) 特許付与手続において、特許出願人は、その請求により、民事訴訟法第114 条から第116条までの準用の下に、法的扶助が付与されるが、ただし、特許が付与される十分な見込みがあることを条件とする。法的扶助はまた、出願人又は特許所有者の請求がある場合は、第17条(1)による年次手数料についても付与される。支払は、連邦国庫に対して行われる。

(2) ～(5) 略

(6) ~~第43条及び~~第44 条に明記した事情においては、(1)から(3)までが、請求を提出する第三者に準用されるが、ただし、当該第三者が、保護を正当化する同人の利益を納得させるように証明することができることを条件とする。

第147 条

(1)・(2) 略

(3) 追加特許の請求が行われた、又は本法第 16 条(1)第 2 文に基づいて 2013 年改正法の公布から 6 月目の初日¹以前に有効だった文言の中で行うことのできる、又は追加特許が効力を持つ手続に対しては、本法の第 16 条(1)第 2 文、(2)、第 17 条(2)、第 23 条(1)、第 42 条(2)第 1 文 4.、第 2 文及び(3)第 1 文、並びに第 43 条(2)第 4 文が、その 2013 年改正法の公布から 6 月目の初日²までに有効だった文言において、引き続き準用される。

(4) 発明者指定のための期限延長の請求に対しては、その請求が、2013 年改正法の公布から 6 月目の初日³よりも前にドイツ特許商標庁に受理されており、かつ特許が既に付与されて場合には、本法の第 37 条(2)第 2 文から第 4 文まで、及び第 20 条(1)2. が、2013 年改正法の公布から 6 月目の初日⁴まで有効だった文言において、引き続き準用される。

(5) 2013年改正法の公布から6月目の初日⁵までにドイツ特許商標庁に受理されていた、

¹ 実際の特許法条文においては、具体的な日付が記載される。

² 同上。

³ 同上。

⁴ 同上。

⁵ 同上。

第46条(1)に基づく聴聞の請求に対しては、本法第46条が、それまで有効だった文言において、引き続き準用される。

(以上)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

2013年法律改正に基づくドイツ特許法の改正内容(日本語仮訳)

2013年7月作成

作成者 ジェトロ（日本貿易振興機構）デュッセルドルフ事務所

Copyright(C) 2013JETRO. All right reserved.